



決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

広島高等裁判所 [redacted] 市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告について、同裁判所が令和2年10月26日にした決定に対し、抗告人らから特別抗告があった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告代理人榑原富士子ほかの抗告理由について

民法750条及び戸籍法74条1号が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところである（最高裁令和2年（ク）第102号同3年6月23日大法廷決定・裁判所時報1770号登載予定等）。憲法24条違反をいう論旨は、採用することができない。

その余の論旨は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するもの又はその前提を欠くものであって、特別抗告の事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

令和3年6月24日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 木 澤 克 之



裁判官 池 上 政 幸

裁判官 小 池 裕

裁判官 山 口 厚

裁判官 深 山 卓 也